

4 要配慮者利用施設における安全確保対策の的確な実施

勸告	説明図表番号
<p>(要配慮者利用施設の新設規制)</p> <p>特別警戒区域については、土砂災害防止法第 10 条において、土砂災害時に円滑な避難行動が困難な者が利用する施設の安全を確保するため、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築を目的とした開発行為（以下「特定開発行為」という。）(注)を行う場合は、あらかじめ都道府県知事の許可が必要とされており、第 12 条において、都道府県知事は、土砂災害を防止するための対策工事等の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものに限り許可しなければならないとされている。</p> <p>(注) 特定開発行為の対象となる施設は、土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号に規定される要配慮者利用施設とおおむね同義である。</p> <p>他方、警戒区域については、土砂災害防止法において、要配慮者利用施設が既に設置されている場合の警戒避難体制の整備等については規定されているものの、当該警戒区域内への要配慮者利用施設の新設等の規制に関する規定はない。</p> <p>また、土砂災害危険箇所についても、土砂災害防止法において、当該箇所への要配慮者利用施設の新設等の規制に関する規定はない。</p> <p>(要配慮者利用施設の新設申請時における対応)</p> <p>これらの警戒区域等・土砂災害危険箇所では、いずれも土砂災害が発生するおそれがあることから、要配慮者利用施設の新設に当たっては、都道府県又は市町村は、土砂災害に対する安全を確保する観点から、要配慮者利用施設(注)及び土砂災害対策に関する関係部局から当該施設の建設関係者への情報提供等を行うことや安全の確保の観点も加味した計画検討を促すことが望ましい。</p> <p>(注) 要配慮者利用施設の管轄は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)などの施設関係法令に規定されている。おおむね都道府県が管轄しているが、要配慮者利用施設の種類や規模等により、市町村が管轄している場合もある。</p> <p>このため、平成 22 年 7 月には、厚生労働省及び国土交通省が、都道府県民生部局及び都道府県土木部局(砂防部局)に対し、技術的助言「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 22 年 7 月 27 日付け社援総発 0727 第 1 号国河砂第 57 号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知。以下「平成 22 年連名通知」という。)を發出し、市町村の協力を得た上で、主に次の対応を図るよう要請している。</p> <p>① 民生部局は、要配慮者利用施設の新設の申請を受けた際には、立地予定場所が土砂災害のおそれのある箇所に該当するか照合し、該当する場合には、速やかに砂防部局への情報提供を行うこと。</p> <p>② 上記①を踏まえ、民生部局は、砂防部局と連携し、申請者に対して土砂災害の</p>	<p>表 4-①、②</p> <p>表 4-③</p>

おそれのある箇所に関する情報を提供するとともに、警戒区域等に指定されていない場合には、将来指定され得ることや指定に伴う規制の内容等についても併せて情報提供を行い、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること。

また、平成 24 年 12 月には、当省が厚生労働省及び国土交通省に対し、「土砂災害防止対策に関する実態把握」の結果を通知し、当該実態把握の結果、市町村が管轄する要配慮者利用施設には平成 22 年連名通知で要請されている対応が行われていないことから、i) 都道府県民生部局における市町村管轄施設を含めた要配慮者利用施設の新設計画の早期把握、ii) 新設計画の把握後、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携した新設計画者への土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画の検討要請について課題を指摘している。この指摘を踏まえ、厚生労働省及び国土交通省は、都道府県に対し、「総務省行政評価局による災害時要援護者関連施設に係る土砂災害防止対策の実態把握結果について（情報提供）」（平成 24 年 12 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡、同日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長補佐事務連絡）を発出し、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が緊密に連携し、要配慮者利用施設の土砂災害対策への適切な対応の徹底を図る旨を要請している。

さらに、平成 27 年 8 月には、国土交通省が土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設における土砂災害対策の状況を調査した結果、より重点的な対策を図る必要があったため、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省が、都道府県の衛生部局、民生部局（以下、衛生部局及び民生部局を「衛生・民生部局」という。）、砂防部局、教育委員会等に対し、技術的助言「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知。以下「平成 27 年連名通知」という。）を発出し、i) 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する要配慮者利用施設に関する基本的な情報の共有、ii) 同箇所に立地する当該施設への対応、iii) 同箇所に新たに立地する当該施設への対応について、都道府県砂防部局、都道府県衛生・民生部局、学校設置者に分けて、それぞれにおける都道府県関係部局、市町村担当部局等との情報共有や連携の方法・内容等について、主に次の対応を図るとともに、各市町村関係部局に周知を図るよう要請している。

① 都道府県砂防部局

- i) 土砂災害のおそれのある箇所の位置、範囲等を衛生・民生部局等の施設所管部局に情報提供するとともに、学校設置者にも、必要に応じ市町村担当部局の協力を得ながら情報提供する。
- ii) 土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった要配慮者利用施設に関して、市町村が実施する警戒避難体制の整備の状況等について、市町村担当部局と情報共有を行う。

表 4-④

表 4-⑤

iii) 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めるとともに、警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ることや指定に伴う規制の内容等についても併せて情報提供を行う。

iv) 警戒避難体制の整備等について、市町村においても関係機関と緊密に連携し適切な対応に努めるよう、都道府県消防防災部局とも連携し、市町村担当部局に対する必要な助言、情報の提供・周知等に努める。

② 都道府県衛生・民生部局

i) 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかになった要配慮者利用施設の管理者に対し、必要に応じ市町村担当部局の協力を得ながら砂防部局からの情報等の提供に努める。

ii) 当該施設の建設や廃止等の動向について、砂防部局への情報提供を行う。

iii) 新たな要配慮者利用施設に係る建設計画を把握した際には、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報と照合し、該当する場合には、砂防部局への情報提供を行い、関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めるとともに、警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ることや指定に伴う規制の内容等についても併せて情報提供を行う。

iv) 土砂災害のおそれのある箇所に立地している要配慮者利用施設に関して、市町村が実施する警戒避難体制の整備の状況等について、市町村担当部局と情報共有を行う。

③ 学校設置者

i) 都道府県砂防部局又は市町村担当部局への確認等を通じて、設置する学校が土砂災害のおそれのある箇所に立地しているか把握する。

ii) 学校の設置や廃止をした場合であって、土砂災害のおそれのある箇所に該当するときには、市町村担当部局への情報提供を行う。

iii) 土砂災害のおそれのある箇所に立地する学校に関して、警戒避難体制の整備の状況等について、市町村担当部局と情報共有を行う。

(要配慮者利用施設への避難支援)

国土交通省は、警戒避難ガイドラインにおいて、警戒区域内の要配慮者利用施設への避難支援として、主に次のことを示している。

① 市町村は、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設について、その名称、所在地及び土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を、市町村地域防災計画に記載し、ハザードマップを作成する際には、要配慮者利用施設に関する情報を記載することが重要。

② 要配慮者利用施設の管理者は、市町村地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、要配慮者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策

表 4-⑥

定しておくことが有効であり、i) 施設の立地条件と想定される土砂災害リスクを確認すること、ii) 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定めること、iii) 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制を決めておくこと、iv) 施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保すること、v) 避難誘導に関する責任者を明確化すること、vi) これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめることに留意しつつ検討することが考えられるとともに、実効性を高めるために、防災訓練や研修等を通じて計画の点検を行うことが必要。

- ③ 防災部局、福祉部局等が、必要に応じて調整・連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して説明会等を開催することや個別に説明を行うこと等により、土砂災害に関する知識や防災意識の向上を図ること。

また、平成 28 年 8 月の台風第 10 号等で逃げ遅れによる多数の死者が発生したことなどを背景として、水防法等の一部を改正する法律案が第 193 回国会に提出されており、同法律案において、土砂災害防止法についても改正が予定されている。同法律案では、警戒区域内に存在し市町村長が必要と認める要配慮者利用施設について、避難計画の作成及び避難訓練の実施を義務化することなどを主な改正内容としている。

さらに、国土交通省は、平成 28 年 8 月の台風第 10 号の発生に伴う豪雨により、岩手県岩泉町の施設において、多数の利用者が被災した事例を踏まえ、要配慮者利用施設において、土砂災害に対して適切な避難行動がとられるよう、関係省庁や地方公共団体と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、同年 10 月から土砂災害の危険性や非常災害対策計画の策定方法等についての説明会を実施しており、今後、この説明会は全国的に実施予定であるとしている。厚生労働省においては、平成 28 年 9 月に介護保険施設等の非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施等について参考となる事例を含めて都道府県及び市町村に周知を行い、29 年 1 月にはこれらに関して都道府県及び市町村に点検を依頼している。

【調査結果】

ア 要配慮者利用施設の新設計画を把握した場合の対応状況等

調査対象 17 都道府県 60 市町においては、平成 23 年 4 月から 26 年 11 月までの間に、土砂災害のおそれのある箇所に新設された要配慮者利用施設が延べ 98 施設（都道府県管轄が 60 施設、市町管轄が 38 施設）あり、特別警戒区域で 10 施設、警戒区域で 70 施設、土砂災害危険箇所が 18 施設が立地している。今回、これら 98 施設について、管轄する都道府県又は市町の関係部局が新設計画を把握した際の対応状況について調査した結果、次のとおり、主に衛生・民生部局の認識の低さから衛生・民生部局と砂防部局との間、要配慮者利用施設の建設申請者等との間や都道府県と市町との間における必要な情報共有・情報提供が行われないまま、土砂災害のおそれのある箇所に新設された要配慮者利用施設が多数み

表 4-⑦

<p>られた。</p> <p>i) 都道府県管轄 60 施設中 38 施設 (63.3%) に係る対応が不十分</p> <p>a) 衛生・民生部局から砂防部局に情報提供が行われておらず、砂防部局から土砂災害に関する詳細な説明を受けないまま新設されたものが 38 施設 (63.3%)</p> <p>b) 衛生・民生部局から建設申請者等に土砂災害のおそれのある箇所に関する情報提供や土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画の検討要請も行われぬまま新設されたものが 24 施設 (40.0%)</p> <p>c) 施設移転を予定する事業者に対し、移転先が土砂災害危険箇所該当し、さらに、特別警戒区域の指定に向けて砂防部局が手続を進めていることが情報提供されないまま移転されているなど、上記 a) 及び b) の対応がいずれも行われぬまま新設されたものが 24 施設 (40.0%)</p>	表 4-⑧
<p>ii) 市町管轄 38 施設中 37 施設 (97.4%) に係る対応が不十分</p> <p>a) 衛生・民生部局から都道府県関係部局に情報提供が行われておらず、都道府県砂防部局から土砂災害に関する詳細な説明を受けないまま新設されたものが 37 施設 (97.4%)</p> <p>b) 衛生・民生部局から建設申請者等に土砂災害のおそれのある箇所に関する情報提供や土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画の検討要請も行われぬまま新設されたものが 17 施設 (44.7%)</p>	表 4-⑨
<p>c) 衛生・民生部局において、整備予定地が警戒区域に該当するかの確認を行っておらず、事業者に対し、安全の確保の観点を加味した計画の検討要請が行われぬまま新設されるなど、上記 a) 及び b) の対応がいずれも行われぬまま新設されたものが 17 施設 (44.7%)</p>	表 4-⑩
<p>また、これらの情報提供や計画検討の要請が行われていなかった 75 施設 (9 都道府県管轄 38 施設・10 市町管轄 37 施設) について、その理由をみると、警戒区域や土砂災害危険箇所については、土砂災害防止法や施設関係法令では立地規制がないとするものや新設計画を把握した時点で既に開発許可や建築確認の手続が進められており、衛生・民生部局における新設計画の事前把握ができていないとするものなど、平成 22 年連名通知等の趣旨・内容が十分に周知されていないことによるものが 75 施設中 71 施設 (94.6% : 8 都道府県・10 市町) と多数を占めていた。</p>	表 4-⑪
<p>他方、上記 98 施設とは別に、要配慮者利用施設の新設計画の検討時に立地予定箇所が警戒区域の指定予定箇所に該当するとの情報が市町から施設に提供された結果、施設利用者の居住箇所が警戒区域外となるよう新設計画が作成されるなど土砂災害のおそれのある箇所に関する情報提供や新設計画の検討要請が行われ、土砂災害のおそれのある箇所に新設されなかったものが 3 施設 (3 市町) みられた。</p>	表 4-⑫
<p>また、調査対象 17 都道府県 60 市町の中には、市が要配慮者利用施設を整備・運営する事業者を公募する際、i) 事業者への公募説明会において、警戒区域等</p>	表 4-⑬
<p>また、調査対象 17 都道府県 60 市町の中には、市が要配慮者利用施設を整備・運営する事業者を公募する際、i) 事業者への公募説明会において、警戒区域等</p>	表 4-⑭

を避けるよう指導するとともに、ii) 公募事業者の審査基準において、必須要件に施設の立地箇所が警戒区域等に指定されていないことを明示し、事業者が新設計画を立案する段階から警戒区域等外での立地を促しているもの(1市町)がみられた。

さらに、要配慮者利用施設の把握の状況について、調査対象60市町のうち、警戒区域等内に要配慮者利用施設は存在しないとしている1市町及び調査時点で警戒区域等の指定がなかった1市町を除いた58市町から8市町を抽出し、厚生労働省が公表している介護事業者一覧等と当該市町が把握している要配慮者利用施設のリストとを照合し、土砂災害のおそれのある箇所における立地の有無をハザードマップ等で確認した上で、当該市町(防災部局等)にも確認した結果、3市町において把握漏れとなっていたものが9施設(当該3市町が把握しているとする要配慮者利用施設152施設の5.9%)みられた。

土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設を防災部局等が把握していなかった3市町においては、その理由として、市町の衛生・民生部局や防災部局等の関係部局間や都道府県と市町との間での当該施設に係る情報共有がなされていなかったことなどを挙げている。

表4-15

イ 要配慮者利用施設における土砂災害対策

① 避難計画の策定及び避難訓練の実施状況

平成28年8月に発生した台風第10号においては、川の氾濫により要配慮者利用施設の入所者に甚大な被害が発生する結果となり、当該施設の管理者からの「避難準備情報の意味を把握していなかった」、「避難訓練も実施していなかった」とのコメントも報道されていたところであるが、こうした状況に鑑みても、要配慮者利用施設の管理者においては、災害時に、入所者等の生命・身体を守るための適切な避難行動をとれるよう、避難計画の策定や防災訓練を適切に実施しておくことが重要なものとなっている。

今回、調査対象60市町において土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設から78施設を抽出し、これら施設における避難計画の策定及び避難訓練の実施状況を調査した結果、次のとおり、55施設(70.5%)において避難計画の策定又は避難訓練が実施されていなかった。

- i) 土砂災害に係る避難計画が策定されていないものが33施設(42.3%)
- ii) 土砂災害に係る避難訓練を実施していないものが52施設(66.7%)
- iii) 土砂災害に係る避難計画が策定されおらず避難訓練も実施していないものが30施設(38.5%)
- iv) 土砂災害に係る避難計画が策定されていない、又は避難訓練を実施していないものが55施設(70.5%)

これらの施設においては、その理由として、土砂災害のおそれのある箇所に施設が存在するという認識がなかったこと(5施設(9.1%))、土砂災害に係る避難計画の策定や避難訓練の実施が必要であると認識していなかったこと(30施設(54.5%))などを挙げており、その一方で、行政側から施設の規模や立地

表4-16、17

表4-18

<p>場所に応じた具体的な助言を求める意見や、避難計画の策定や避難訓練の実施のためのマニュアル及び推奨事例の提供を求める意見も聴かれた。</p>	
<p>他方、土砂災害に係る避難計画の策定や防災訓練のためのマニュアルについては、8都道府県及び3市町で策定されており、要配慮者利用施設に提供されていた。</p>	表4-⑱
<p>② 安全かつ円滑な避難行動を確保するための情報提供</p>	
<p>調査対象17都道府県及び60市町のうち、調査時点で警戒区域等内に要配慮者利用施設は存在しないとしている1市町及び調査時点で警戒区域等の指定がなかった1市町を除いた58市町について、土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設に対する土砂災害に関する個別説明又は説明会の実施状況をみると、i)土砂災害に関する危険性及び避難勧告等の内容及びii)要配慮者利用施設に対する土砂災害警戒情報や避難勧告等の情報伝達の方法について説明していないものが7都道府県(41.2%)及び39市町(67.2%)あった。</p>	表4-⑳、㉑
<p>【所見】</p>	
<p>したがって、関係府省は、土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設について土砂災害からの安全確保対策が的確に実施されるようにするため、次の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設計画が把握された場合に、建設申請者等への土砂災害に関する必要な情報提供と計画検討の要請が適切に行われるよう、累次の連名通知で求められた必要な対応について、都道府県及び市町村の衛生・民生部局に周知徹底されるよう措置すること。(厚生労働省)</p>	
<p>また、要配慮者利用施設及び土砂災害対策に関する関係部局に対して累次の連名通知で示されている対応がより図られるよう、これら関係部局に対し改めて助言すること。(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)</p>	
<p>② 土砂災害のおそれのある箇所に立地する要配慮者利用施設における避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するための取組を、今後とも必要に応じ実施するとともに、要配慮者利用施設の管理者等の土砂災害に関する知識や防災意識の向上等を図るため、引き続き都道府県や市町村における取組を促すよう助言すること。(厚生労働省、国土交通省)</p>	

表 4-① 特定開発行為の許可に係る法令の規定

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）＜抜粋＞

（特定開発行為の制限）

第 10 条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（許可の基準）

第 12 条 都道府県知事は、第 10 条第 1 項の許可の申請があったときは、前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）＜抜粋＞

（制限用途）

第 6 条 法第 10 条第 2 項の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする。

- 一 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子・父子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設
- 二 特別支援学校及び幼稚園
- 三 病院、診療所及び助産所

（注） 下線は当省が付した。

表 4-② 調査対象 17 都道府県における特定開発行為の許可状況

(単位：施設)

No.	特定開発行為の許可が行われた施設数		
		自己居住用以外の住宅	防災上配慮を要する者が利用する施設
1	1	0	1
2	2	1	1
3	3	2	1
4	4	4	0
5	1	1	0
6	6	5	1
合計	17	13	4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 17 都道府県において、平成 22 年 4 月から 27 年 11 月末までの間に特定開発行為の許可が行われた施設数を記載している。

3 調査対象 17 都道府県のうち、11 都道府県については、上記期間中に許可実績がないため、記載を省略している。

4 要配慮者利用施設の新設に係る特定開発行為が無許可で行われていないかという観点から調査した結果、特定開発行為が行われ新設された施設が 1 施設あり、適切に許可が行われていた。

表 4-③ 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について（平成 22 年 7 月 27 日付け社援総発 0727 第 1 号、国河砂第 57 号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長通知）＜抜粋＞

(略)

つきましては、民生部局及び砂防部局それぞれが上記通知の趣旨を踏まえた対策を実施することはもとより、両部局が日頃からより緊密な連携を図り、管内市町村や関係機関の協力も得た上、下記により災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策を推進して頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

3. 土砂災害のおそれのある箇所における新たな災害時要援護者関連施設の立地への対応

2) 新たな建設計画の申請に係る対応

① 民生部局は、災害時要援護者関連施設の新たな建設の申請を受けた際には、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報と照合し、該当する場合には、速やかに砂防部局への情報提供を行う。

② 民生部局は、砂防部局と連携し、申請者に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供するとともに、土砂災害特別警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についてもあわせて情報提供を行い、土砂災害に対する安全の確保の観

点も加味した計画検討を促すよう努める。

- (注) 1 下線は当省が付した。
2 「災害時要援護者関連施設」は当時の呼称であり、「要配慮者利用施設」とおおむね同義である。

表 4-④ 「土砂災害防止対策に関する実態把握」における指摘事項並びに当該指摘を踏まえた厚生労働省及び国土交通省の対応

○ 「土砂災害防止対策に関する実態把握」の結果について（通知）（平成 24 年 12 月 21 日付け総評総第 274 号総務省行政評価局長通知）の別紙〈抜粋〉

2 土砂災害警戒区域等における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応

〈関係行政機関における課題〉

土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、厚生労働省及び国土交通省において、都道府県に対し以下の点について周知徹底することが課題。

- ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設（市町村管轄施設を含む。）の新設計画に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するように市町村に依頼すること。
- ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、都道府県砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すこと。

○ 総務省行政評価局による災害時要援護者関連施設に係る土砂災害防止対策の実態把握結果について（情報提供）（平成24年12月27日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）〈抜粋〉
（略）

各都道府県におかれましては、本結果を踏まえ、都道府県砂防部局や管内市町村と緊密に連携し、社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、貴都道府県内の高齢者関係施設、障害児者関係施設、児童関係施設の担当部局に対して情報提供を行っていただくとともに、管内市町村（政令市・中核市を含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

○ 総務省行政評価局による災害時要援護者関連施設に係る土砂災害防止対策の実態把握結果について（情報提供）（平成24年12月27日付け国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長補佐事務連絡）〈抜粋〉

（略）

各都道府県におかれましては、本結果を踏まえ、引き続き都道府県民生部局・衛生部局や管内市町村と緊密に連携し、災害時要援護者関連施設の土砂災害対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

表 4-⑤ 土砂災害のおそれのある箇所^①に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について（平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長通知）〈抜粋〉

（略）

昨年 8 月の広島市で発生した土砂災害を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）を一部改正する法律が平成 27 年 1 月 18 日に施行されました。これにより、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、「当該施設」という。）への情報伝達体制等を市区町村地域防災計画において定めるなどの規定が新たに定められたところです。

国土交通省では、各都道府県の協力を得て、土砂災害のおそれのある箇所（国土交通省の依頼に基づき都道府県が調査した土砂災害危険箇所及び土砂災害危険箇所等を対象に土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し区域指定された土砂災害警戒区域等）に立地する当該施設に係る全国調査（以下、「調査」という。）を実施したところ、ハード対策・ソフト対策の両面において、より重点的な対策を図る必要があることが明らかとなりました。

については、下記により当該施設に係る土砂災害対策を一層推進していただきますようお願いします。

また、各都道府県衛生主管部局、民生主管部局、土木主管部局においては都道府県内の各市区町村関係部局へ本通知及びその内容について周知を図られるようお願いいたします。都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会及び所管の専修学校（高校課程を置く場合に限る。以下同じ。）設置者に対して周知を図られるようお願いいたします。都道府県私立学校主管部局においては所轄の私立学校（専修学校を含む。以下同じ。）設置者に対して周知を図られるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

次の 3 つの事項について、本通知先である各関係機関が相互に連携・調整を図りつつ、各関係機関の取組について遺漏のないよう適切に実施するものとする。

- I. 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する当該施設に関する基本的な情報の共有
- II. 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設への対応
- III. 土砂災害のおそれのある箇所に新たに立地する当該施設への対応

1. 都道府県土木主管部局（砂防部局）による取組

〈I. 関係〉

- ① 各都道府県内の土砂災害のおそれのある箇所の位置、範囲等について、都道府県衛生主管部局、民生主管部局など当該施設を所管する部局へ情報提供を行うとともに、学校設置者へも、必要に応じて土砂災害防止法第 8 条に基づく警戒避難体制の整備等を所管する市区町村担当部局（以下、「市

区町村担当部局」という。)の協力を得ながら、情報提供を行う。

- ② 調査の結果、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設に関して、市区町村が実施する警戒避難体制の整備の状況等について、市区町村担当部局と情報共有を行う。

〈Ⅱ. 関係〉

- ③ 当該施設が立地する土砂災害危険箇所において、特に優先して基礎調査を実施し、速やかな基礎調査結果の公表及び土砂災害警戒広域等の早期指定に努める。
- ④ 土砂災害防止法第8条第1項第4号及び同条第2項に基づき当該施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を市区町村地域防災計画に定められるよう、市区町村担当部局に対して必要な支援に努める。
- ⑤ 土砂災害防止法第8条第3項に基づく土砂災害ハザードマップの作成を促進するため、区域指定の公示図面データの提供等により、市区町村担当部局による土砂災害ハザードマップの作成の支援に努める。なお、基礎調査が完了するまでの当面の期間についても、土砂災害危険箇所の一般への周知を行うなど、市区町村担当部局が行う土砂災害ハザードマップの作成支援に努める。
- ⑥ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努める。
- ⑦ 当該施設の規模・構造等の特性や、当該施設に係る警戒避難体制の整備等の状況などを総合的に勘案しつつ、土砂災害を防止する砂防関係施設の重点的な整備に努める。

〈Ⅲ. 関係〉

- ⑧ 土砂災害危険箇所において当該施設の立地が今後見込まれることを把握した場合には、土砂災害防止法第3条に基づく土砂災害防止対策基本指針における基礎調査の実施や区域指定の指針となるべき事項等を踏まえ、速やかに基礎調査を実施・公表し、土砂災害警戒区域等の早期指定に努める。
- ⑨ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努める。また、土砂災害警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についても併せて情報提供を行う。

なお、土木主管部局は、本通知先である各関係機関が連携して市区町村が行う警戒避難体制の整備等の支援等に努めるとしていることから、市区町村においても各関係機関と緊密に連携し適切な対応に努めるよう、都道府県消防防災主管部局とも連携して、市区町村担当部局に対する必要な助言、情報の提供・周知等に努める。

2. 都道府県衛生主管部局及び民生主管部局の取組

〈Ⅰ. 関係〉

- ① 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努める。また、情報提供に当たっては、必要に応じて市区町村担当部局の協力を得るものとする。
- ② 当該施設の建設や廃止等の動向について、砂防部局への情報提供を行う。
- ③ 調査の結果、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設に関し

て、市区町村が実施する警戒避難体制の整備等の状況について、市区町村担当部局と情報共有を行う。

〈Ⅱ. 関係〉

- ④ 土砂災害防止法第8条第1項第4号及び同条第2項に基づき当該施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を市区町村地域防災計画に定められるよう、市区町村担当部局に対して必要な支援に努める。
- ⑤ 土砂災害のおそれのある箇所^ニに立地する当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努める。

〈Ⅲ. 関係〉

- ⑥ 新たな当該施設に係る建設計画を把握した際には、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報と照合し、該当する場合には、速やかに砂防部局への情報提供を行う。
- ⑦ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努める。また、土砂災害警戒区域等が指定されていない場合には、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についても併せて情報提供を行う。

3. 学校設置者の取組

〈Ⅰ. 関係〉

- ① 都道府県土木主管部局（砂防部局）又は市区町村担当部局への確認等を通じて、設置する学校が土砂災害のおそれのある箇所^ニに立地しているか把握する。
- ② 学校の設置や廃止をした場合であって、土砂災害のおそれのある箇所^ニに該当するときには、市区町村担当部局へ情報提供を行う。
- ③ 土砂災害のおそれのある箇所^ニに立地する学校に関して、警戒避難体制の整備等の状況について、市区町村担当部局と情報共有を行う。

〈Ⅱ. 関係〉

- ④ 土砂災害防止法第8条第1項第4号及び同条第2項に基づき警戒区域内に立地する学校の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項について、市区町村担当部局が市区町村地域防災計画に定められるよう、必要な協力を行う。
- ⑤ 土砂災害のおそれのある箇所^ニに立地する学校に関して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施等を行うことにより、避難体制の強化に努める。

〈Ⅲ. 関係〉

- ⑥ 新たな学校の設置計画を立てた場合であって、土砂災害のおそれのある箇所^ニに該当するときは、速やかに市区町村担当部局への情報提供を行う。

なお、私立学校主管部局は、所轄の私立学校設置者が、上記①～⑥に基づく情報提供等を行う際、必要に応じて都道府県土木主管部局（砂防部局）や市区町村担当部局等と連携する。

(注) 下線は当省が付した。

表 4-⑥ 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 19 年 4 月国土交通省砂防部。27 年 4 月改訂）＜抜粋＞

第7章 要配慮者への支援

1. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への避難支援

- 市町村は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等について、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を市町村地域防災計画において定めるとともに、施設管理者はその情報を活用して施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定する必要がある。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

【解説】

1. 要配慮者利用施設等の地域防災計画への記載

平成21年～25年における土砂災害の犠牲者のうち、59%が高齢者、幼児等の要配慮者です。特に平成21年7月に山口県防府市で発生した土砂災害では、特別養護老人ホームで7名が死亡するなど甚大な被害をもたらしました。土砂災害への警戒避難において、要配慮者への配慮が必要です。

市町村は関係部局や都道府県等の協力を得て、土砂災害警戒区域内において急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設等について、その名称、所在地及び土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達に関する事項を、市町村地域防災計画に記載することとしています。

また、ハザードマップを作成する際に、要配慮者利用施設等に関する情報を記載することが重要です。

2. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者による避難計画の策定

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者は、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、要配慮者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定しておくことが有効です。

避難計画を策定する際には、以下の事項に留意しつつ検討することが考えられます。また、実効性を高めるために、防災訓練や研修等を通じて計画の点検を行うことが必要です。

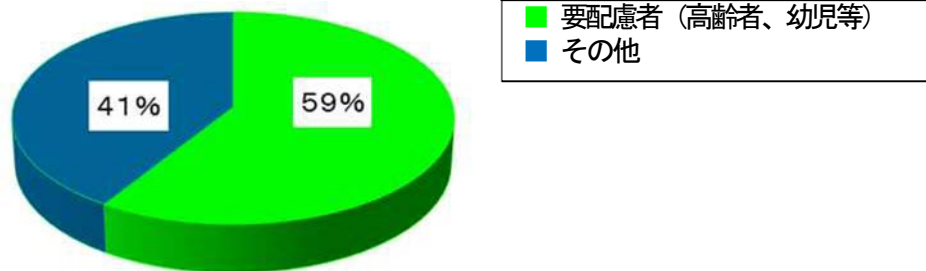
- ① 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- ② 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
- ③ 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
- ④ 施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
- ⑤ 避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥ これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる

3. 要配慮者利用施設等管理者への説明会の実施

防災関係部局、福祉関係部局等が必要に応じて調整・連携し要配慮者利用施設等の管理者に対して説明会等を開催することや個別に説明を行うこと等により、土砂災害に関する知識や防災意識の向上を図ることが重要です。

(略)

土砂災害の犠牲者における要配慮者の割合



平成21年～25年に発生した土砂災害による犠牲者のうち、
高齢者、幼児等の要配慮者が占める割合（国土交通省砂防部調査）

(注) 下線は当省が付した。

表 4-⑦ 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設状況

(単位：施設、%)

区 分		新設された施設数
種類別	社会福祉施設	80 (81.6)
	児童福祉施設	3 (3.1)
	老人福祉関係施設	55 (56.1)
	障害福祉サービス事業所	17 (17.3)
	障害児通所支援事業所	5 (5.1)
	医療施設	7 (7.1)
	その他	11 (11.2)
管轄別	都道府県	60 (61.2)
	市町	38 (38.8)
区域別	特別警戒区域	10 (10.2)
	警戒区域	70 (71.4)
	土砂災害危険箇所	18 (18.4)
合 計		98 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「新設」とは、新規に建物を建設したもの、既存の建物を利用し、新たに要配慮者利用施設に係る事業を開始したもの及び建物の増改築により、新たに土砂災害のおそれのある箇所に立地することとなったものを指す。
- 3 調査対象機関が管轄している要配慮者利用施設のうち、平成 23 年 4 月から 26 年 11 月までに、新設当時、土砂災害のおそれのある箇所であることが明示されていた場所に新設されたものを記載している。
- 4 「管轄別」欄は新設時点のものを記載しており、「区域別」欄は当省の調査時点のものを記載している。区域については、新設当時と調査時点で区分が異なる可能性がある。
- 5 施設数は延べ数である。
- 6 () 内は新設された施設数の合計に対する割合である。四捨五入により表記しているため、合計が 100 とならない場合がある。

表 4-⑧ 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設計画を把握した際の対応状況
 <都道府県> (単位：施設、%)

合計施設数	衛生・民生部局から砂防部局への情報提供	衛生・民生部局から建設申請者等への計画の検討要請
都道府県管轄 60 (100)	情報提供なし 38 (63.3)	検討要請なし 24 (40.0)
		検討要請あり 9 (15.0)
		その他 5 (8.3)
	情報提供あり 12 (20.0)	検討要請あり 12 (20.0)
		検討要請あり 2 (3.3)
		その他 8 (13.3)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「その他」欄は、当時の記録がないことから対応状況が不明であるものや、都道府県が新設計画を把握した時点で既に建設申請者等が土砂災害への対策を検討しており対応が不要であったもの等を記載している。
 3 ()内は合計施設数に対する割合である。四捨五入により表記しているため、合計が 100 とならない場合がある。

表 4-⑨ 要配慮者利用施設の建設申請者等に対し、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報提供や計画の検討要請が行われていない例<都道府県>

概要
<p>当該都道府県の出先機関である健康福祉センターは、障害児通所支援事業者の新設等に関する事務を取り扱っており、平成 24 年 1 月 16 日に、事業者から同年 3 月 1 日に障害児通所支援事業所を移転するとの変更届出書の提出を受けた。健康福祉センターは同年 2 月 15 日に移転先の事業所において事業に必要な設備の設置状況等について現地確認を行い、同年 3 月 1 日に事業所は移転されている。</p> <p>当該事業所の移転先は土砂災害危険箇所に該当しており、また基礎調査の結果、特別警戒区域に該当することが判明し、平成 24 年 2 月 2 日には都道府県土木事務所及び市において指定予定区域図が公開されている。</p> <p>しかし、健康福祉センターは当該事業所の移転先が土砂災害危険箇所に該当するか確認しておらず、砂防部局にも情報提供を行っていなかったため、当該事業者に対し、移転先が土砂災害危険箇所に該当し、特別警戒区域に指定予定であるとの情報提供や土砂災害に対する安全の確保の観点を加味した計画の検討要請が行われないまま移転されている。</p> <p>なお、平成 24 年 5 月 29 日に当該事業所の移転先は特別警戒区域に指定されている。</p>

- (注) 当省の調査結果による。

表 4-⑩ 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設計画を把握した際の対応状況

<市町>

(単位：施設、%)

合計施設数	衛生・民生部局から都道府県関係部局への情報提供	衛生・民生部局から建設申請者等への計画の検討要請
市町管轄 38 (100)	情報提供なし 37 (97.4)	検討要請なし 17 (44.7)
		検討要請あり 14 (36.8)
		その他 6 (15.8)
	情報提供あり 1 (2.6)	検討要請あり 1 (2.6)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「その他」欄は、当時の記録がないことから対応状況が不明であるもの等を記載している。

3 ()内は合計施設数に対する割合である。四捨五入により表記しているため、合計が 100 とならない場合がある。

表 4-⑪ 要配慮者利用施設の建設申請者等に対し、土砂災害のおそれのある箇所に関する情報提供や計画の検討要請が行われていない例<市町>

概要
<p>当該市町の衛生・民生部局では、要配慮者利用施設の新設において、事業者に事前協議書の提出を求めており、当該協議書には施設の種類、規模・構造、整備予定地、警戒区域等の区域指定の有無等を記載することとされている。</p> <p>平成 25 年度に老人福祉関係施設が警戒区域内に新設されたが、当該施設を管轄する衛生・民生部局は事業者自らが事前協議書を作成する際に区域指定状況を確認しているとの認識であったことから、整備予定地が警戒区域に該当するかの確認や砂防部局への情報提供を行っておらず、当該施設の事業者に対し警戒区域に関する情報提供や土砂災害に対する安全の確保の観点を加味した計画の検討要請を行っていない。</p> <p>なお、当該事業者の事前協議書には警戒区域に該当するとの記載はなく、事業者は警戒区域内に立地すると認識していなかったおそれがある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-⑫ 情報提供や計画検討の要請が適切に行われていない主な理由

管轄	事例の区分	対応が行われていない理由の区分	対応が行われていない主な理由
都道府県	①衛生・民生部局から砂防部局への情報提供及び②衛生・民生部局から建設申請者等への計画の検討要請をいずれも未実施（8都道府県 24 施設）	土砂災害防止法や施設関係法令では立地規制がない、新設計画の事前把握ができていないとするなど平成 22 年連名通知等の趣旨・内容が十分に周知されていないことによるもの（7 都道府県 21 施設）	土砂災害防止法や施設関係法令では、警戒区域での立地規制がないため。（2 施設）
		土砂災害防止法や施設関係法令では、土砂災害危険箇所での立地規制がなく、施設が当該箇所に立地するか確認していないため。（1 施設）	
		所管している施設関係法令では、土砂災害のおそれのある箇所での立地規制がないことから施設が当該箇所に該当するか確認していないため。（5 施設）	
		砂防部局及び新規開設者への情報提供に係る事務処理ができていなかったため。（4 施設）	
		事前相談を受けている市町村が適切に対応を図っていると認識しているため。（1 施設）	
		所管している施設関係法令では、警戒区域での立地規制がないため。（2 施設）	
		新設当時は警戒区域に指定されておらず、また、土砂災害危険箇所の該当は確認していなかったため、土砂災害のおそれのある施設と認識していなかったため。（1 施設）	
		既存施設を利用した新設計画であり、計画を把握した時点で、既に用途変更（建築確認）の手続が完了していたため。（1 施設）	
		申請前に事前相談を受け、新設計画を把握した時点で、既に施設の立地箇所が決定されている、施設が建設されているなど新設計画がある程度進んでいるため。（1 施設）	
		施設の開設後に届出を行う制度であるため。（3 施設）	
①衛生・民生部局から砂防部局への情報提供のみを未実施（3 都道府県 14 施設）	砂防部局に情報提供することとしていないなど平成 22 年連名通知等の趣旨・内容が十分に周知されてい	東日本大震災後に津波被害のおそれのない土地に新設されたものであり、立地に適した土地が限られていたため。（2 施設）	
		土砂災害のおそれのある箇所に該当するか確認を行った結果、該当していないと認識していたため。（1 施設）	
	①衛生・民生部局から砂防部局への情報提供のみを未実施（3 都道府県 14 施設）	砂防部局に情報提供することとしていないなど平成 22 年連名通知等の趣旨・内容が十分に周知されてい	関係部局間の情報共有の仕組みを構築していなかったため。（5 施設）
			砂防部局に情報提供を行うこととしていないため。（9 施設）

		いことよるもの (3 都道府県 14 施設)	
市町	①衛生・民生部局から都道府県関係部局への情報提供及び②衛生・民生部局から建設申請者等への計画の検討要請をいずれも未実施 (8 市町 17 施設)	土砂災害防止法や施設関係法令では立地規制がない、新設計画の事前把握ができていないとするなど平成 22 年連名通知等の趣旨・内容が十分に周知されていないことよるもの (7 市町 16 施設)	都道府県から情報提供の要請はなく、また土砂災害防止法や施設関係法令では、警戒区域での立地規制がないため。(1 施設)
			土砂災害のおそれのある箇所に施設が立地するとの認識がなかったため。(1 施設)
			所管している施設関係法令では、土砂災害のおそれのある箇所での立地規制がないため。(2 施設)
			新設計画の準備段階において、事業者が自ら区域指定状況を確認していると認識しているため。(1 施設)
			所管している施設関係法令では、土砂災害のおそれのある箇所での立地規制がなく、施設が当該箇所に立地するか確認していないため。(1 施設)
			市町が管轄する施設であるため、新設手続上、都道府県への情報提供は不要であり、また所管している施設関係法令では、土砂災害のおそれのある箇所での立地規制がなく、施設が当該箇所に立地するか確認していないため。(3 施設)
	新設計画を把握した時点で、開発許可の手続が進み、許可を受ける見込みがある状態であるため。(7 施設)		
	その他(1 市町 1 施設)	土砂災害のおそれのある箇所に該当するか確認を行った結果、該当していないと認識していたため。(1 施設)	
①衛生・民生部局から都道府県関係部局への情報提供のみを未実施 (3 市町 20 施設)	都道府県から情報提供の要請がないとするなど平成 22 年連名通知等の趣旨・内容が十分に周知されていないことよるもの (3 市町 20 施設)	都道府県から情報提供の要請を受けていないため。(7 施設)	
		市町が管轄する施設であるため、新設手続上、都道府県への情報提供は不要であるため。(13 施設)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は当該理由により、都道府県又は市町による対応が行われていない施設数を記載している。

表 4-⑬ 土砂災害のおそれのある箇所に関する情報提供や新設計画の検討要請が行われた結果、新設計画の見直し等が行われた例

No.	当初の新設計画の内容			情報提供等を踏まえた新設計画の検討結果
	施設の種類	立地予定箇所	新設方法	
1	老人福祉関係施設	警戒区域 (指定予定)	増築	新設計画の案が複数あり、この中には立地予定箇所が警戒区域の指定予定区域に該当するものがあつたが、土砂災害の危険性を考慮し、施設利用者の居住箇所が当該区域に該当しないよう計画を作成
2	老人福祉関係施設	警戒区域	既存建物を利用した新規事業開始	新設計画を中止し、従来から利用していた施設を増築する計画に変更
3	老人福祉関係施設	特別警戒区域	建物の新規建設	新設計画を中止

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「立地予定箇所」欄は、土砂災害のおそれのある箇所への該当状況を記載している。

表 4-⑭ 土砂災害のおそれのある箇所における要配慮者利用施設の新設を抑制するよう取り組んでいる例

概要
<p>当該市町の介護保険課は、警戒区域等には土砂災害の危険性があり、高齢者等が24時間滞在する施設が所在することは安全面から望ましくないと考えているため、平成25年度に地域密着型サービス事業所(注)の整備事業者を公募する際には次の取組を実施し、新設計画立案段階から整備事業者が事業所を警戒区域等外で新設するよう促している。</p> <p>① 整備事業者の公募説明会において、事業所の立地箇所には警戒区域等を避けるよう指導</p> <p>② 整備事業者の審査基準において、事業所の立地箇所の必須要件として警戒区域等に指定されていないことを明示し、当該基準を公募要領に添付</p> <p>(注) 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、利用が主として居住する市町村内にとどまる、地域に密着したサービスを行う事業所</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 4-15 市町における土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設の把握状況

No.	市町において把握している土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設数	当省の調査結果	未把握の理由等
1	56	市未把握の施設が 2 施設存在	県から送付される土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設名一覧等のリストについて、福祉部局等と情報共有を図っていたが、福祉部局等において確認ができていなかった。また、提供された情報について防災部局において再確認ができていなかったため。
2	6	市未把握の施設が 6 施設存在	県から送付される土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設名一覧等のリストについて、市の防災部局は福祉部局等と情報共有を図っておらず、情報共有を行っていないなかったため。 また、南海トラフ巨大地震の被害想定への対応等に追われており、関係部局に照会するなどして土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設を把握するとの意識が乏しかったため。
3	90	市未把握の施設が 1 施設存在	年に 1 度、市町村地域防災計画を改定する際に、警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧（市町村地域防災計画資料編）を防災部局から福祉部局等に配布し、要配慮者利用施設を所管する各課等が施設に関する変更の有無を確認していたが、福祉部局等における確認や、防災部局における再確認が不十分であったため。

(注) 当省の調査結果による。

表 4-16 要配慮者利用施設における土砂災害に係る避難計画の策定状況

調査を実施した、土砂災害 のおそれのある箇所に立地 する要配慮者利用施設の数	左記のうち、土砂災害に係 る避難計画が策定されて いない施設の数	土砂災害に係る避難計画が策定さ れていない施設のうち、今後策定 予定としている施設の数	土砂災害に係る避難計画を策定して いない主な理由 (複数回答)
78	33 (42.3%) うち、土砂災害に係る 避難訓練を実施して いない施設の数 30 (38.5%)	10 (30.3%)	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域等の範囲内に施設が所在するという認識がなかつたとするもの (5 施設) 土砂災害に係る避難計画を策定する必要性を認識して いなかつたとするもの (30 施設) どのような避難計画を策定すればよいか分からなかつ たとするもの (4 施設) 行政から特に指導がなかつたとするもの (7 施設)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 土砂災害に係る避難計画とは、施設周辺状況図、施設外の避難経路、施設職員の参集基準・役割分担、避難誘導計画等を定めているものを指す。

表 4-17 要配慮者利用施設における土砂災害に係る避難訓練の実施状況

調査を実施した、土砂災害 のおそれのある箇所に立地 する要配慮者利用施設の数	左記のうち、土砂災害に係 る避難訓練を実施してい ない施設の数	土砂災害に係る避難訓練を実施し ていない施設のうち、今後実施予 定としている施設の数	土砂災害に係る避難訓練を実施して いない主な理由 (複数回答)
78	52 (66.7%) うち、土砂災害に係る 避難計画が策定され ていない施設の数 30 (38.5%)	17 (32.7%)	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域等の範囲内に施設が所在するという認識がな かつたとするもの (5 施設) 訓練を実施する必要性を認識していなかつたとするも の (30 施設) どのような訓練を実施すればよいか分からなかつたと するもの (5 施設) 行政から特に指導がなかつたとするもの (3 施設)

(注) 当省の調査結果による。

表 4-18 要配慮者利用施設における土砂災害に係る避難計画・避難訓練に関する意見・要望

概要	意見・要望の詳細
<p>避難計画の策定や防災訓練の実施に係るマニュアル及び推奨事例の提供を求めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害対策に関する避難計画策定のガイドライン等の詳しい資料が欲しい どれくらい雨量に達したら土砂災害のおそれが発生するのかの基準が分からない等、土砂災害に関する知識は少なく、また、避難計画策定の際に参考となる資料もないので、市など行政機関が避難計画策定の際の参考資料を作成し、配布してほしい 最近の土砂災害の教訓等をフィードバックした土砂災害対策マニュアルの手引を示してほしい 土砂災害を想定した避難計画をどのように策定したらよいか、土砂災害を想定した避難訓練をどのように実施したらよいか分からないため、他の施設ではどのような非難計画を策定し、どのような避難訓練を実施しているのか教えてほしい
<p>施設の立地場所等に応じた具体的な助言・指導を求めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合、どのあたりが一番崩れるのかという情報については、避難経路を考える上で必要な情報であるとと思われるため、そうした情報を提供してほしい 施設入居者の心身状況（車椅子使用者や精神疾患等）の実態に合った適切かつ安全な避難方法を教えてほしい 各建物について、特にどこが危険なのか、安全なのかを具体的に教示してほしい
<p>より充実した情報提供を求めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報だけでなく、関連する情報についても、施設入居者の避難に要する時間を踏まえ、早期に情報伝達してほしい 災害時の情報伝達において、施設周辺の危険性が具体的にどの程度なのかを伝えてもらえると、災害対策本部の立ち上げや避難の判断に役立つ
<p>支援・連携を求めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設単独での訓練の実施はなかなか難しいので、行政主導の訓練を実施してもらえれば、積極的に参加したい 当施設は要介護度が重い患者が多いため、特に夜間に土砂災害等の災害が発生した場合、職員のみで全ての患者を避難・救助することは難しく、責任を施設側だけに求められるのは非常に酷となる。そのため、災害が発生した際に、行政や地域住民が手助けしてくれるような体制を整備してほしい 立地上、施設の敷地から外への避難経路は1か所のみで、かつ、外に出ても警戒区域から出るためにはかなりの距離があり、利用者を誘導し避難することは困難であるため、行政による支援を希望する
<p>土砂災害対策に係る説明会や研修会の実施を求めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害対策に関する研修会や説明会が開催されるのであれば、参加したい 避難計画の策定や避難時の利用機器に係る先進的な取組事例、活用できる防災用品等を紹介するような説明会を開催してほしい

(注) 当省の調査結果による。

表 4-19 地方公共団体において土砂災害に係る避難計画策定及び防災訓練のためのマニュアル等を策定している例

No.	土砂災害に係る避難計画策定のためのマニュアル等の名称	マニュアル等の概要	備考
1	介護保険サービス事業所における非常災害対策マニュアル作成のポイント	災害の基本情報、立地条件の確認及びリスクの把握、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、避難所・避難経路・避難手順、防災教育・防災訓練 等	
2	土砂災害警戒避難マニュアル作成ガイドライン (要配慮者利用施設)	災害の基本情報、立地条件の確認及びリスクの把握、関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、避難所・避難経路・避難手順、防災教育・防災訓練 等	土砂災害に特 化
3	学校災害（地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害、土砂災害）対応マニュアル例	関係機関及び利用者等との連絡体制、職員の災害対応体制の確立、災害発生時の応急体制、避難所・避難経路・避難手順 等	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・学校危機管理マニュアル ・学校危機管理計画（ひな形） 	関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、避難所・避難経路・避難手順、被害状況の確認、夜間及び休日時の対応、防災教育・防災訓練 等	
5	指定障害福祉サービス事業者等のための「非常災害対策計画」作成の手引き	関係機関及び利用者等との連絡体制、職員の災害対応体制の確立、避難所・避難経路・避難手順、防災教育・防災訓練 等	
6	土砂災害用避難マニュアル例・特別警報・土砂災害注意情報発令時〇〇こども園	関係機関及び利用者等との連絡体制、職員の災害対応体制の確立 等	土砂災害に特 化
7	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉施設・事業所における災害対応マニュアル（暫定版） ・高齢者福祉施設における災害対応マニュアル（暫定版） 	災害の基本情報、立地条件の確認及びリスクの把握、関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、災害発生時の応急体制、避難所・避難経路・避難手順、被害状況の確認、防災教育・防災訓練 等	
8	高齢者施設、障害者施設における災害対応マニュアル作成の手引き	災害の基本情報、立地条件の確認及びリスクの把握、関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、災害発生時の応急体制、避難所・避難経路・避難手順、被害状況の確認、防災教育・防災訓練 等	

9	土砂災害（風水害）防災計画案（入所施設用、通所施設用）	<p>○ 入所施設用 関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、避難所・避難経路・避難手順、防災教育・防災訓練等</p> <p>○ 通所施設用 立地条件の確認及びリスクの把握、関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、災害発生時の応急体制、避難所・避難経路・避難手順、防災教育・防災訓練等</p>	土砂災害に特化
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設における防災マニュアル作成の手引き ・ 障害者施設における防災マニュアル作成の手引き ・ 高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き ・ 防災の手引き 	<p>○ 防災マニュアル作成の手引き 災害の基本情報、立地条件の確認及びリスクの把握、関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、避難所・避難経路・避難手順、被害状況の確認、防災教育・防災訓練等</p> <p>○ 防災の手引き 災害の基本情報、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、災害発生時の応急体制、避難所・避難経路・避難手順、被害状況の確認、防災教育・防災訓練等</p>	施設別にマニュアルを作成（内容はほぼ同一）
11	社会福祉施設防災対策指針	災害の基本情報、立地条件の確認及びリスクの把握、関係機関及び利用者等との連絡体制、警戒避難情報の入手、職員の災害対応体制の確立、災害発生時の応急体制、避難所・避難経路・避難手順、防災教育・防災訓練等	

(注) 当省の調査結果による。

表 4-20 地方公共団体における土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設に対する個別説明又は説明会の実施状況

17 都道府県		58 市町				
個別に実施	説明会で実施	基礎調査終了時等の住民説明会で実施	左記いずれも未実施	個別に実施	説明会で実施	個別・集団共に未実施
3	4	3	7	5	14	39

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 22 年 4 月から当省の調査時点までに、調査対象 17 都道府県及び 60 市町において開催された土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設を対象とした、①土砂災害に関する危険性及び避難勧告等の内容の説明、②要配慮者利用施設に対する土砂災害警戒情報や避難勧告等の情報伝達の方法について説明した、説明会等の実績に基づき記載している。

3 当省の調査時点で警戒区域等内に要配慮者利用施設が存在しないとしている 1 市町及び警戒区域等の指定がなかった 1 市町については除外している。

表 4-21 地方公共団体において土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設に対する個別説明等を実施している例

No.	実施時期	対象施設数	説明会等の実施概要
1	平成 26 年 9 月	22 施設	当該市町は、平成 26 年 8 月の広島土砂災害において甚大な被害が発生したことを受け、土砂災害時に要配慮者の生命・身体を確保するため、「土砂災害警戒避難マニュアル作成ガイドライン」を策定し、要配慮者利用施設に対し同ガイドラインに係る説明会を開催している。当該説明会において、警戒避難に必要な情報の内容、情報伝達体制の確保、避難所・避難経路の確認等について説明を行っている。
2	平成 24 年度 平成 21 年度	120 施設	当該都道府県は、平成 21 年 7 月に山口県防府市で発生した土砂災害により要配慮者利用施設の利用者が被災したことを受け、施設における警戒避難体制の整備を推進するため、市町とともに土砂災害のおそれのある施設を個別訪問し、警戒避難に必要な情報の内容、情報伝達体制の整備、避難場所・避難路の確認等について周知・啓発を行っており、平成 21 年度及び 24 年度に、当時把握していた土砂災害のおそれのある要配慮者利用施設 120 施設を対象に個別訪問し、周知・啓発を行っている。
3	平成 27 年 5 月 平成 26 年 5 月 平成 25 年 6 月	39 施設	当該都道府県は、毎年、国土交通省とともに土砂災害・全国防災訓練を実施している。この防災訓練には要配慮者利用施設も参加しており、訓練の一環として、NPO 法人に委託し、参加した要配慮者利用施設のうち要望があったものに対し、「土砂災害に係る出前講座」を実施している。出前講座では、土砂災害事例の紹介、防災情報の収集、避難場所・避難経路の確認等について説明が行われている。 また、当該都道府県内の市町も同様に、訓練に参加した要配慮者利用施設のうち要望があったものに対し、市町職員が土砂災害に係る講習会を実施している。

			<p>表 土砂災害に係る講習会への参加施設数 (単位：施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催年度</th> <th>参加施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	開催年度	参加施設数	平成27年度	13	26年度	10	25年度	16	合計	39
開催年度	参加施設数												
平成27年度	13												
26年度	10												
25年度	16												
合計	39												
4	平成27年3月	10施設	<p>当該市町は、平成26年8月に発生した広島土砂災害など各地で大規模な土砂災害が発生していることを受け、要配慮者の生命・身体を保護するため、警戒区域に所在する要配慮者利用施設10施設を個別訪問し、避難情報の内容及び伝達体制、避難体制の整備等について説明を行っている。</p>										

(注) 当省の調査結果による。